

IASB 公開草案 「IFRS 第 17 号の修正」の概要

(前) ASBJ 専門研究員 葛永 竜一

1. はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2019 年 6 月 26 日に公開草案「IFRS 第 17 号の修正」(以下「修正 ED」という。)を公表した¹。本稿では、修正 ED の提案内容の概要を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

2. 経緯

IASB は、2017 年 5 月に IFRS 第 17 号「保険契約」(以下「IFRS 第 17 号」という。)を公表した。IASB は、IFRS 第 17 号の公表以来、同基準の導入における企業の進捗を支援し、モニターする活動(移行リソース・グループ会議(以下「TRG 会議」という。)を含む。)を行ってきたが、その過程で利害関係者から同基準の導入に関して懸念及び課題が提起された。そこで、IASB は、2018 年 10 月以降これらの懸念及び課題を検討してきたが、今般、IFRS 第 17

号の的を絞った修正として、修正 ED を公表した。修正 ED に対するコメント期限は 2019 年 9 月 25 日となっている。

IASB は修正を提案するにあたって、当該修正が適用する企業にとって有益なものであり、かつ、以下の両方に該当する場合は、正当化し得る、としている。

- 基準の根本原則を変更しない。
- すでに進められている導入作業を過度に混乱させることや、IFRS 第 17 号の発効日の過度の遅延のリスクを生じさせることを避ける。

3. 修正 ED で基準の修正の提案が行われた項目

修正 ED では、8 つの項目²に関して IFRS 第 17 号の的を絞った修正を提案している。なお、IASB は、これらの修正案について、財務諸表に対する影響と、コスト及び便益の分析を行っている。

1 公開草案の全文は <https://www.ifrs.org/projects/work-plan/amendments-to-ifrs-17/comment-letters-projects/ed-amendments-to-ifrs-17/>を参照のこと。

2 これ以外に、IFRS 第 17 号の文言が IASB の意図した結果となっていない項目に対処するため、15 項目の軽微な修正を提案している。

(1) 範囲除外

① 修正案の概要

保険契約の定義を満たすクレジットカード契約について、企業が個々の顧客に関連した保険リスクの評価を当該顧客との契約の価格を設定する際に反映していない場合に、かつ、その場合にのみ、IFRS 第 17 号の範囲から除外する。

また、保険契約の定義を満たすが保険事故に対する補償を当該契約によって創出された保険契約者の義務を決済するために要する金額に限定している契約（例えば、死亡時に債務免除のある融資契約）に対して、企業が IFRS 第 17 号ではなく IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）を適用することを選択できるようにする。その場合、選択は保険契約のポートフォリオ毎に行うこととし、各ポートフォリオについての選択は取消不能とする。

② 要求事項を変更する理由

クレジットカード契約には、保険カバーを提供することで、保険契約の定義を満たすものがある。IFRS 第 9 号と IFRS 第 17 号は、双方ともこのようなクレジットカード契約の特徴である信用リスク及び保険リスクを扱うことのできる要求事項があるが、IFRS 第 9 号は信用リスクの方に重点を置き、IFRS 第 17 号は保険リスクの方に重点を置いている。両者のバランスを考慮し、企業が個々の顧客に関連した保険リスクの評価を当該顧客との契約の価格を設定する際に反映していない場合には、IFRS 第 9 号の方が当該契約について有用な情報を提供することから、当該契約を IFRS 第 17 号の範囲から除外することとした。

また、死亡時に債務免除のある融資契約等の一部の契約は、保険契約の定義を満たすが、保険事故に対する補償を当該契約によって創出される保険契約者の義務を決済するのに要する金額に限定しているものがある。このような契約は、信用リスクと保険リスクの両方をカバーす

るのが特徴であり、IFRS 第 17 号又は IFRS 第 9 号のいずれを適用しても、有用な情報を提供することになることから、選択適用できるように変更した。

(2) 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収

① 修正案の概要

修正 ED は、保険獲得キャッシュ・フローの定義を修正し、発行されたか又は発行されることを見込まれる保険契約グループに関するものであることを明確化したうえで、将来の更新契約に係る保険獲得キャッシュ・フローを資産として認識し、契約の更新から生じると見込まれる契約を含むグループに配分するよう、提案している。

また、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産について、当該資産が減損している可能性がある場合には、その回収可能性を評価することとした。

② 要求事項を変更する理由

保険会社が販売に関して代理人に手数料を支払う際、手数料の金額は、保険料よりも高い場合があるが、これは、保険契約者が何回も契約を更新すると期待して、将来の更新を通じて回収できると期待して、手数料を支払っているものである。しかし、現行の IFRS 第 17 号を適用した場合、予想される契約更新に関連するキャッシュ・フローが当初の契約の境界の外にある場合は、手数料の全額が、代理人が販売した当初保険契約を含むグループの測定に含まれ、当該グループの当初認識時に損失が認識されることになる。そこで、IFRS 第 17 号の要求事項を修正することとした。これは、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」がこのようなコストについて認識した資産を財及びサービスの移転のパターンに基づいて償却することを企業に要求していることと整合的で

ある。

また、当初予想していた将来の更新がその後更新されないと見込まれる場合には、実際には発生しないであろう将来の保険契約者の契約からのキャッシュ・フローが、有用な情報を覆い隠すことにならないよう、IASBは、予想される契約更新に係るキャッシュ・フローに固有の追加的なグループ減損テストを要求することを決定した。

(3) 投資リターン・サービス及び投資関連サービスに帰属する契約上のサービス・マージン

① 修正案の概要

IFRS第17号は、契約上のサービス・マージン（以下「CSM」という。）はカバー単位に基づいて償却することを要求している。修正EDは、その際のカバー単位は、以下のように、保険カバーだけではなく、投資関連サービス又は投資リターン・サービスも考慮して算定するように修正することを提案している。

- (a) 直接連動有配当保険契約以外の保険契約についてのカバー単位を、保険カバーに加えて、投資リターン・サービスの給付の量及び予想期間を考慮して識別することを企業に要求する。
- (b) 直接連動有配当保険契約以外の保険契約は、次の場合に、かつ、次の場合にのみ、投資リターン・サービスを提供する可能性がある。
- 投資要素が存在するか、又は保険契約者がある金額を引き出す権利を有している。
 - 投資要素又は保険契約者が引き出す権利を有している金額に、正の投資リターンが含まれると企業が見込んでいる（正の投資リターンは、例えば、マイナス金利の環境ではゼロを下回る可能性がある。）。
 - 企業がその正の投資リターンを生み出すために投資活動を行うと見込んでいる。

(c) 直接連動有配当保険契約についてのカバー単位は、保険カバーと投資関連サービスの両方の給付の量及び予想期間を考慮して識別することを企業が要求される旨を明確化する。

(d) 以下の追加の開示要求事項を定める。

- すべての保険契約について、報告期間の末日現在で残存しているCSMを企業がいつ純損益に認識すると見込んでいるのかに関する定量的な情報
- 保険カバーと投資リターン・サービス又は投資関連サービスが提供する給付の相対的なウェイト付けを決定するために使用したアプローチ

② 要求事項を変更する理由

TRG会議では、直接連動有配当保険契約についてのカバー単位には、投資関連サービスを含めるべきである、との意見が示され、それに対応するため、IASBは明確化することを決定した。

一方、直接連動有配当保険契約以外の保険契約についても、直接連動有配当保険契約と同様に、基礎となる項目に依存するリターンを保険契約者に提供しているものがあり、これらの契約は変動手数料アプローチの条件を満たさないが、投資サービス（投資リターン・サービス）を提供するものがある、とIASBは考えた。特に、保険契約者がこうしたサービスから便益を受ける期間とは異なる保険カバー期間を有する契約について、保険カバーと投資リターン・サービスの両方を考慮してCSMを純損益に認識することは、財務諸表利用者に有用な情報を提供する、とIASBは考えた。

また、IASBは、投資リターン・サービスが存在し得るかの判定について、上記①(b)の要件を定めたが、投資リターン・サービスの識別は企業にとっての判断の問題とすべきであることから、当該要件は必要条件であって、十分条件ではない、としている。

(4) 保有している再保険契約

① 修正案の概要

修正 ED は、基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時又は不利な契約の当該グループへの追加時に損失を認識する場合には、比例的なカバーを提供する保有している再保険契約グループの CSM を修正し、その結果として収益を認識するよう要求することを提案している。

② 要求事項を変更する理由

当初認識時において、基礎となる契約の損失が保有している再保険契約の利得と経済的にマッチしている場合、IFRS 第 17 号を適用すると、基礎となる契約の損失は直ちに純損益に認識されるのに、保有している再保険契約の正味の利得は CSM で認識されることにより、会計上のミスマッチが発生する。

そこで、修正 ED は、この会計上のミスマッチを解消するために、このような場合に保有している再保険契約グループの利得を損益で認識するように修正することを提案している。なお、IFRS 第 17 号は、事後の履行キャッシュ・フローの変動（金融面の仮定の変更を除く。）については、会計上のミスマッチの発生を防ぐために、基礎となる契約で純損益に認識した場合は、例外として、保有する再保険契約においても純損益で認識することを要求している。今般の修正提案は、事後の例外処理を当初認識時にも拡大するものである。

また、会計上のミスマッチの解消には、基礎となる契約の保険金の時期と保有する再保険契約からの保険金回収の時期が特定できる必要があるとの観点から、対象範囲は比例的カバーを提供する保有している再保険契約に限定している。

(5) 財政状態計算書における表示

① 修正案の概要

財政状態計算書における保険契約資産及び保険契約負債の表示について、現行の保険契約グループではなく、保険契約ポートフォリオで区分して表示することを要求する。

② 要求事項を変更する理由

保険契約グループの表示についての IFRS 第 17 号の要求事項は、保険契約グループの認識及び測定についての要求事項と整合的であるが、一部の利害関係者から、各保険契約グループについて履行キャッシュ・フローを識別するには、通常、独立したシステムを契約グループのレベルで統合することを要するという懸念が示された。その場合、新たなシステムを多大なコストで導入することが必要となる。

これに対して、財務諸表利用者とのアウトリーチにおいて、保険契約をポートフォリオレベルで表示するとしても、グループのレベルでの表示と比較した場合に、情報の有用性を著しく低下させるものではない、とのフィードバックが得られた。

(6) リスク軽減オプションの適用可能性

① 修正案の概要

企業が直接連動有配当保険契約から生じる金融リスクを軽減するために保有している再保険を使用する場合に、直接連動有配当保険契約における金融リスクから生じる変動を CSM の調整ではなく、純損益で認識するオプション（リスク軽減オプション）を許容するように、修正する。これは、現在、リスク軽減手段としてデリバティブを使用する場合にのみ認められているリスク軽減オプションを、保有している再保険を使用する場合にも拡張するものである。

② 要求事項を変更する理由

保有している再保険契約における金融リスクから生じる変動は純損益に認識される一方、基

礎となる直接連動有配当保険契約における金融リスクから生じる変動はCSMの修正となり、会計上のミスマッチが生じる懸念がある。

識別される会計上のミスマッチは変動手数料アプローチによって生じており、IASBは、この懸念に対処するために、リスク軽減オプションの範囲を拡張するよう修正を提案することを決定した。

(7) IFRS 第17号の発効日及びIFRS 第4号におけるIFRS 第9号「金融商品」の一時的免除

① 修正案の概要

IFRS 第17号の発効日を1年延期して、IFRS 第17号を2022年1月1日以後開始する事業年度に適用する。

また、IFRS 第9号の一時的免除を1年延長して、この免除を適用する企業がIFRS 第9号を2022年1月1日以後開始する事業年度に適用する。

② 要求事項を変更する理由

IASBは、IFRS 第17号の修正を検討するというIASBの決定によって生じた発効日に係る不確実性と、IFRS 第17号が保険契約の既存の会計実務における多くの不備に対処するために緊急に必要とされている基準であること、基準の発効日の過度の遅延は、特に導入プロジェクトが進んでいる企業について、作業量とコストを増大させることになることとのバランスを考慮し、IFRS 第17号の発効日を1年延期するという決定をした。

一方、IFRS 第9号を他の企業が最初に適用してから長い時間が経過することから、IASBは一時的免除をそれ以上延長することには消極的であった。しかし、IASBは、救済を利用可能とする期間を1年延長して保険者がIFRS 第17号とIFRS 第9号を同時に適用できるようにすることの便益が、保険者がIFRS 第9号を

適用することにより生じる情報の改善が追加的に1年遅延することの不利益を上回る、と考えた。

(8) 経過的な修正及び救済措置

① 修正案の概要

保険事故に対する保険金の決済に関連する負債は、一般的には発生保険金に係る負債として扱われる。しかし、企業が保険契約を保険事故が発生した後に取得し、それが決済される金額が不確定である場合には、IFRS 第17号は、当該保険事故に対する保険金の決済に関連する負債を残存カバーに係る負債として分類することを企業に要求している。これに関して、企業が移行日前に取得したこのような保険契約に係る負債を、残存カバーに係る負債ではなく発生保険金に係る負債として分類することを認めるよう、修正遡及アプローチに対する追加的な修正を提案している。

また、金融リスクが直接連動有配当保険契約に与える影響の変動に関するリスク軽減オプションは、事後的判断の使用のリスクを生じさせることになることから、移行にあたって遡及適用することが認められていない。修正EDは、遡及適用を認めないことによる会計上のミスマッチの発生に対処するために、以下の救済措置を設けることを提案している。

- リスク軽減オプションを、適用開始日ではなく移行日から将来に向かって適用することを認める。
- 企業がリスク軽減オプションを移行日から将来に向かって適用することを選択し、かつ、移行日前に、企業が当該保険契約グループから生じる金融リスクを軽減するために、デリバティブ又は保有している再保険契約を使用している場合に、仮に遡及適用が実務上可能である場合であっても、公正価値アプローチを当該グループに適用することを認める。

② 要求事項を変更する理由

企業が移行日前の決済期間において取得した契約を、残存カバーに係る負債又は発生保険金に係る負債のいずれかに分類することが実務上不可能となることが多い、との意見があった。これを受けて、IASB は、IFRS 第 17 号への移行について救済措置を提案した。

リスク軽減オプションの遡及適用は事後的判断の使用のリスクを生じさせることから、IASB は遡及適用を認めなかった。そのため、会計上のミスマッチが残ることになる。そこで、IASB は、事後的判断の使用のリスクを生じさせない範囲で、上記①に記載した追加の救済措置を設けることにした。

4. 検討して IFRS 第 17 号の修正を提案していない項目

修正 ED では、IASB が検討した結果、IFRS 第 17 号の修正を提案していない項目（10 項目）についても、修正しない理由を説明している。

(1) 集約レベル

一般的に、IFRS 基準は、企業が当事者となっている各契約を区分して会計処理することを要求している。しかし、個々の保険契約を測定することは、保険活動に関しての有用な情報を提供しないことから、一般的アプローチに対する例外として、IFRS 第 17 号は、個々の契約の測定を要求していない。一方、保険契約をあまりにも高い集約レベルで測定すると、収益性に関する情報を覆い隠してしまう可能性がある。IFRS 第 17 号の主要な目的は、企業に次のことを要求することによって、収益性に関する改善された情報を提供しよう企業に要求することである。

- 収益性のある契約に係る収益を、サービスが提供されるにつれて認識する。

- 不利な契約に係る損失を、損失が見込まれると企業が判断した時にすぐ認識する。
- 収益性の変化に関する適時な情報を提供する。

IASB は集約レベルの要求事項を開発するにあたって、保険契約を集約する必要性、財務諸表利用者にとっての有用な情報の喪失を限定すること、IFRS 第 17 号を適用するためにそうでない場合よりも細かいレベルでのデータを維持することが必要となる企業に対する実務上の大きな救済を提供すること、の間に最善の可能なバランスを取って、IFRS 第 17 号を開発した。

しかし、IFRS 第 17 号の要求事項に対して、一部の利害関係者からは懸念が示され、以下の修正が提案された。

- 集約レベルの要求事項を、企業の内部管理を反映するアプローチに置き換える。
- 収益性バケットの最低数を 3 つから 2 つ（当初認識時において不利である契約と当初認識時において不利ではない契約）に減らす。
- 年次コホートの要求事項を削除するか、又は一部の保険契約グループについて免除とする。

① 内部管理アプローチの反映

一部の利害関係者から、集約レベルの要求事項を、企業の内部管理を反映するアプローチに置き換えるように修正するよう提案があった。しかし、集約レベルの要求事項の目的は、財務諸表利用者に各期間の財務業績に関する有用で適時な情報を提供することであり、一方で、内部管理アプローチには独自の目的があり、上記の目的を必ずしも満たさない。

② 最小限の収益性バケット

一部の利害関係者から、収益性バケットの最低数を 3 つから 2 つ（当初認識時において不利である契約と当初認識時において不利ではない契約）に減らすことが提案された。しかし、当

初認識時において不利ではない契約をさらに2つのグループに区分することは、その後不利となる契約グループに係る損失が、より適時に認識されることから、有用な情報を提供すると考えられる。

企業は契約を不利になると予想して発行することは稀であり、多くの場合、不利な契約は、当初は収益性があると見込まれた契約グループの予想の事後の変化によって生じる。当初認識時において収益性のあるすべての契約について収益性バケットが1つだけであると、平均化により、損失の認識を著しく遅らせるか、又は不利な契約についての損失が全く認識されなくなる結果となる。

③ 年次コホート

一部の利害関係者から、1年以上離れて発行された契約が同じ収益性バケットに分類されると結論を下すための合理的で裏付け可能な情報を企業が有している場合には、年次コホートの要求事項を廃止するよう提案があった。しかし、それではポートフォリオがその存続期間全体にわたり続く3つのグループだけで構成される可能性があり、各グループのCSMが、当該グループの中のすべての契約の収益性を当該ポートフォリオの存続期間にわたり平均することになり、ある契約のCSMが当該契約のカバー期間よりも長く続いたり、一部の契約の継続的な収益性が、一部の契約を不利にする事後の予想の不利な変化を吸収し、収益性の趨勢に関する有用な情報の喪失を生じる結果となる、という懸念がある。

また、年次コホートの要求を適用せずに、当該要求を適用して達成されるのと同じか又は同様の結果を、ずっと少ないコストで達成できる場合があり、そのような場合には、年次コホートの要求を免除するよう提案があった。しかし、年次コホートの要求を廃止することは、より高い利益又はより低い利益を世代にまたがっ

て平均することになり、時の経過に伴う収益性に関する情報の喪失を生じさせる。

したがって、事務的負担を緩和するためのこれらの提案は、IFRS第17号によって導入される便益を著しく減少させる可能性が高く、既存の要求事項の便益はコストを上回るとして、これらを却下した。

(2) 保有している再保険契約の境界内にある キャッシュ・フロー

IFRS第17号は、発行した保険契約又は保有している再保険契約グループの測定に当該グループの中の各契約の境界線内のすべての将来キャッシュ・フローを含めることを企業に要求している。保有している再保険契約の将来キャッシュ・フローの見積りには、保有している再保険契約でカバーされると企業が見込んでいるすべての保険契約に関連する将来キャッシュ・フローが含まれ、これには企業が発行すると見込んでいる将来の保険契約が含まれる。一部の利害関係者から、未だ発行されていない基礎となる保険契約に関連する保有している再保険契約のキャッシュ・フローを、当該基礎となる保険契約が発行されるまで、保有している再保険契約の測定から除外することの提案があった。しかし、再保険契約の保有者としての企業の権利及び義務を適切に反映することは便益がある、としてこの提案には同意しなかった。

(3) その他

IASBは、上記(1)と(2)の他に8項目についても利害関係者から寄せられた修正要望を検討したが、修正しないこととした。この8項目とは、割引率及び非金融リスクに係るリスク調整の決定における主観性、企業の連結グループにおける非金融リスクに係るリスク調整、CSMの修正を決定するために使用する割引率、保険

金融収益又は費用についてのその他の包括利益オプション、企業結合、変動手数料アプローチの範囲、期中財務諸表、保険契約を発行する相互会社³である。

5. 今後の予定⁴

修正 ED に対するコメント期限（2019 年 9 月 25 日）後、コメントについて IASB ボード会議で議論を行い、2020 年の中頃に IFRS 第 17 号の修正の最終化が予定されている。

3 保険契約を発行する相互会社については、基準については修正しないが、結論の根拠において、誤解のないように、脚注が追加されることとなった。

4 本資料執筆時点（2019 年 7 月末現在）の情報に基づく。